

京都市告示第209号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成 28年 6月 23日

京都市長 門川 大作

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	南禅寺水0023号	左京区南禅寺北ノ坊町29番地の11番地先 同町23番地の20番地先	
2	静市水0227号	左京区静市静原町230番地地先 同町226番地地先	

(建設局土木管理部道路明示課)